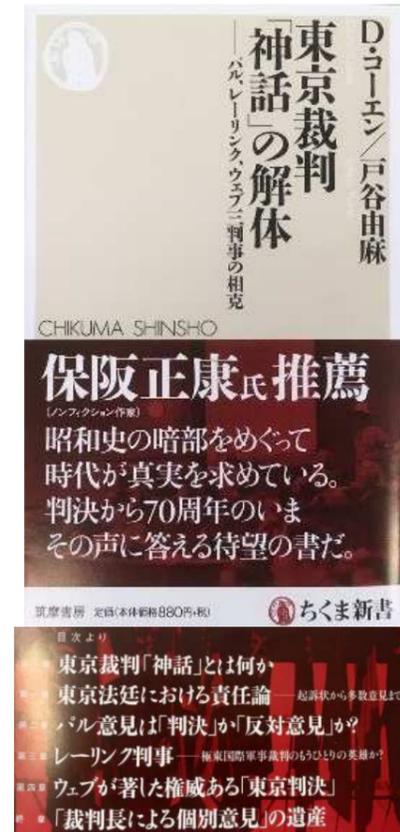


2018 年 11 月 17 日、東京大学・ドイツ・ヨーロッパ研究センター主催の「東京判決 70 周年・国際刑事裁判所ローマ規程採択 20 周年記念シンポジウム『国際刑法におけるニュルンベルク裁判と東京裁判の今日的意義』」が開催されました。当会の春日と長谷川はそこで、パネラーの戸谷由麻氏（ハワイ大学教授）と Dr Viviane E .Dittrich（国際ニュルンベルク原則アカデミー）から驚くべきご意見を伺い、瞠目しました。

以下、そのご意見を、D・コーエン、戸谷由麻両氏の共著『東京裁判「神話」の解体』（ちくま新書、2018 年）の序章から要約してご紹介します。

ここ近年の国際社会における東京裁判の評価は著しく変化し、ドイツのニュルンベルク裁判と並んで「国際刑事裁判所史上の基盤となる出来事だったという理解が一般化して」います。では、なぜ、それほど、評価されるようになったのでしょうか。それは「ジェノサイド罪、戦争犯罪、人道に対する罪、そのほか大規模な人権違反に対する免責をなくすための国際刑事裁判、というメカニズムが、ますます世界的に重要な役割を果たすようになってきたから」です。「とくにニュルンベルク・東京両裁判は、国際犯罪に対する個人責任の原則を認め適用した歴史的先例として評価され」、「これら为先例として、およそ五十年後に旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY) とルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) が設置されている」のです。



なかでも「個人責任の原則」は 1946 年の国連総会決議により「国際法の中の中核たる原則」となり、1950 年、国連の国際法委員会作成の「ニュルンベルク諸原則」の一環として定式化されました。以来、これは「国際刑法分野における基本原則」となり、オランダのハーグに常設の「国際刑事裁判所」に適用される「国際刑事裁判所に関するローマ規定」（以下、ローマ規定）にもこの原則が鎮座しているのです。

さらに、2007 年、ローマ規定に加入して以来、「じつに日本は、ニュルンベルク諸原則を実践するため、新世代の国際刑事裁判所を支援する所要な役割を果たして」います。たとえば、1993 年の旧ユーゴ国際刑事裁判所設置に支持票を投じ、その後も旧ユーゴ、ルワンダの国際刑事裁判を支え、2006 年のカンボジア特別法廷では「最大援助国」でした。つまり、日本は、その国内における「勝者の裁き」という論議とは裏腹に、国際社会においては「今日における国際社会の現場で東京裁判の遺産の擁護者、またその旗手たる役割を担っている」のです。

さらに、ドイツでも、戦後は長らくニュルンベルク裁判に対して「勝者の裁き」という評価はありました。しかし、近年、その評価を乗り越え、その遺産を積極的に継承する方向に転じます。2014 年、ドイツ政府、

バイエルン州、ニュルンベルク市は「国際ニュルンベルク原則アカデミー」を設立、その公式の場所を旧ニュルンベルク裁判法廷としました。そして、現在、「国際ニュルンベルク原則アカデミー」は、1950 年に定式化された「ニュルンベルク諸原則」、すなわち、平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪は国際犯罪であり、こうした犯罪を犯す者は何人たりとも責任があり、よって処罰を免れないこと等の項目を「遺産」として「維持し広めること」を「使命」として活動しています。

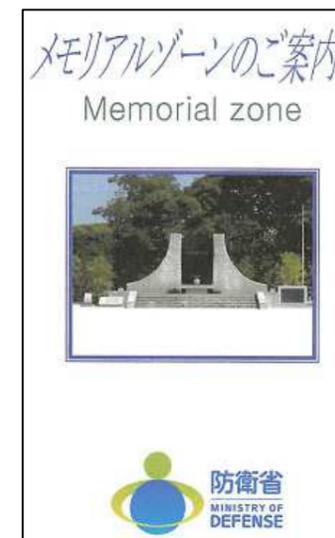
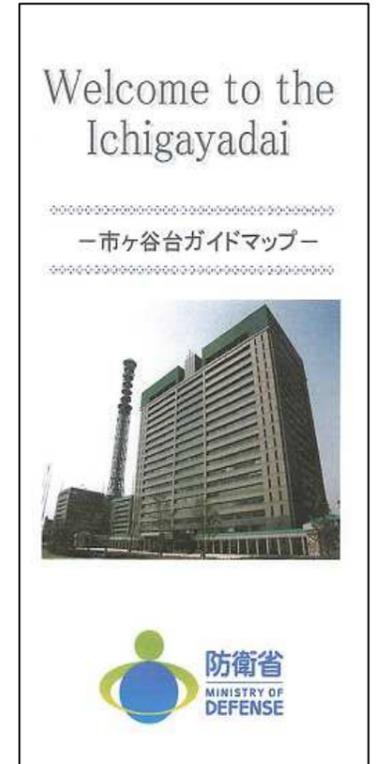
そして、これらを踏まえて、コーエン・戸谷両氏は以下のようなご提言をされています。すなわち、このドイツの動きに照らしたとき、日本においても、「日本政府や東京都のイニシアティブによる「国際ニュルンベルク・東京原則アカデミー」の設立」がなされたら、「日本が国際刑事裁判の守護者かつ旗手たる役割を担うというコミットメントは、東京裁判とその遺産を継承しようという立場に根ざしているという、力強いメッセージを国内にも国際的にも発信することができよう」というのです。（なお、両氏はこのご提言を序章で述べられた後、その本論において「個人責任の原則」の理解を歪めています）に対する批判的検討を通じて、東京裁判とその遺産の意義を論じています。ご関心を持たれた方は、ぜひ一読をお勧めします）

このご提言はまさに目から鱗が落ちる思いでした。これこそ「東京裁判」の評価を根本的に転換するための鍵ではないでしょうか。従来の「東京裁判」をめぐる議論は、「文明の裁き」であれ、「勝者の裁き」であれ、そのすべては「東京裁判」の過去に対するものでした。「東京裁判」とその遺産に対するものはほとんどありませんでした。すなわち、「東京裁判」の未来に対する議論はほとんどなかったのです。もちろん、過去を振り返り、その得失を冷静に検討することは重要です。しかし、その多くが単に歴史の名を借りた不毛な政治的対立に終わっていないのでしょうか。また、過去の負の部分のみに固執するあまり、目の前の現実に対して後ろ向きになっていないのでしょうか。2021 年、東京裁判開廷 75 年。今こそ、「東京裁判」の過去だけではなく、その未来にも眼を向けて考えるべきときではないでしょうか。コーエン・戸谷両氏のご提言、そして、ドイツの「ニュルンベルク原則アカデミー」の活動は、現在の日本における「東京裁判」の評価をめぐる袋小路の状況を打開する、まったく新たな可能性を示すものと思われま。

おわりに

コーエン・戸谷両氏のご意見は、国際社会では有力とはいえ、まだ日本国内では一般的とはいえません。日本人の専門家においても両氏と見解を同じくする人々は、管見の限り、多数ではないようです。しかし、先述のように、防衛省の根本的な展示方針を変更させるためには、国家レベル、国民レベルの「東京裁判」に対する評価の転換が必要と思われます。もちろん、現状を鑑みると、日暮れて道遠しの感も否めません。しかし、戦争責任問題の先進国であるドイツさえ、「勝者の裁き」の評価を乗り越え、「国際ニュルンベルク原則アカデミー」設立に至ったのは 2014 年なのです。それを思えば、最後進国の日本は、やっとスタートラインに立ったばかりにすぎないとも言えます。当会も従来の防衛省との交渉を粘り強く継続する一方、他方では、戸谷氏や「国際ニュルンベルク原則アカデミー」の Viviane E .Dittrich 博士との連携を進めながら、「国際刑事裁判の先例としての東京裁判」を視野に入れた新たな活動の方向性を模索していきたいと思っています。

現在、コロナ禍のため他の市民運動同様、当会もなかなか難しい状況にあります。しかし、本年（2021 年）は東京裁判開廷 75 周年であり、当会結成 5 周年でもあります。是非とも 2018 年に開催したような大規模な記念講演会を実現したいと願っています。そして、それも不可能であれば、せめて 2023 年の東京裁判判決 75 周年には、なんらかの記念イベントを立ち上げることを考えております。最後になりましたが、今後とも当会の活動にご注視いただき、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。



←←←と↑↑↑は、市ヶ谷台ツアーの時に配られている 3 種類のパンフレット。

ちなみに、正門右側の門柱に掲げられている「防衛省」の看板は、2007 年に「原爆投下はしょうがない」との発言で批判された長崎選出の久間章生（きゅうまふみお）初代防衛大臣の文字。